

平成28年7月5日  
呉市財務部契約課

## 建設業退職金共済制度の適正な運用について

建設業退職金共済（建退共）制度は、建設労働者が事業主を変わっても、そのさきざきの事業主から共済証紙の貼付を受けることにより、建設業で働いた日数の通算により退職金を受けることができるもので、**建設労働者の福祉向上を目的とする法律（中小企業退職金共済法）**に基づく制度です。

この制度による建設労働者の福祉向上を効果的に図るためには、事業主の制度への加入及び共済証紙の貼付等事務の適正な処理の徹底が何よりも重要となるため、その趣旨を御理解いただき、制度への加入及び下請負人への加入勧奨について御協力をお願いします。

呉市が発注する建設工事で、**請負金額が300万円以上の工事**の受注者は、当該工事に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合は、その購入状況を工事請負契約締結後又は変更契約締結後原則1か月以内に、発注者に書面により報告するものとする。この報告に当たっては、**共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書**を提出するものとする。

また、共済証紙を購入しなかった場合（工事請負契約額の増額変更等があった場合で、共済証紙の追加購入をしなかった場合を含む。）には、その理由を書面により発注者に報告するものとする。

（問い合わせ先）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 広島県支部  
広島市中区八丁堀11番28号 朝日広告ビル5階  
電話：(082)221-0138  
FAX：(082)221-7898

■ 制度の詳細は、「建退共事業本部」のホームページで御覧になれます。

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>